

# 「電気設備の技術基準とその解釈」講習会

### CPD 制度対象

「電気設備の技術基準・解釈」は、電気事業法における電気工作物の保安確保の要として定められたものであり、電気工作物の設計、施工、管理にあたって遵守すべき技術的内容を具体的に示したものです。

本講習会では、「電気設備に関する技術基準を定める省令」「電気設備の技術基準の解釈」の重要事項や改正内容等について、専門家が分かりやすく、かつ詳細に解説します。

### 〈対象者〉

## 電気工作物の設計、施工、保守管理に従事されている方

電気工作物の設計、施工、維持管理にあたっては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」「電気設備の技術基準の解釈」を遵守しなければなりません。



## 【実施例】

内 容	備 考
○電気事業法と技術基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気工作物の技術基準の適合維持義務</li> <li>保安規制の体系</li> </ul>	
○保安の原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>電路絶縁の原則</li> <li>電線の断線防止とその接続</li> <li>電気機械器具の熱的強度</li> <li>電気機械器具の危険防止</li> <li>電気設備の接地</li> </ul>	
○電気設備の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電変電所等</li> <li>架空電線路</li> <li>地中電線路</li> </ul>	
○電気使用場所の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>感電、火災等の防止</li> <li>異常時の保護対策</li> <li>特殊場所における施設制限</li> </ul>	
○国際規格の取り入れ <ul style="list-style-type: none"> <li>IEC60364、IEC61936-1 規格の適用</li> </ul>	
○分散型電源の系統連系設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>分散型電源の単独運転および逆充電防止</li> </ul>	
○最近の改正	<p>1-1 電気事業法と電気設備技術基準との関係</p> <p>電気事業法 (昭和39年法律第170号)</p> <p>電気事業法施行令 (昭和48年政令第206号)</p> <p>経済産業省 (経済産業大臣) 電気設備に関する技術基準を定める命令 (平成9年通商産業省令第52号)</p> <p>経済産業省 (大臣官房 技術規制・保安審議室) 電気設備の技術基準の解釈 (20130215商局第4号)</p> <p>経済産業省 (大臣官房 商業基盤・安全グループ 電力安全課) 電気設備に関する技術基準を定める命令の解説 電気設備の技術基準の解釈の解説</p>

(注) 内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3ヵ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>